

投資信託積立クレジットカード決済規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、お客様と松井証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の投資信託受益証券（以下「投資信託」といいます。）の定時定額による購入（以下、「定時定額購入」といいます。）のうち、クレジットカードのクレジット枠を利用した決済（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決め（以下「本規程」といいます。）です。

2. 本規程に特段定めがない事項は、松井証券取引規程、投資信託口座取引規程、投資信託積立投資規程、その他当社各規程によるものとします。

第2条（契約の申込）

お客様は、当社所定の方法により本サービスの利用の申込を行うものとします。当社は、当社の定める要件を満たした場合に本サービスの利用を承諾します。

第3条（利用可能なクレジットカード）

本サービスにおいて、お客様が利用できるクレジットカードは、当社が指定するクレジットカード会社のカードに限ります。また、お客様はご自身で利用しているクレジットカードを正しく登録するものとし、クレジットカードの名義は当社の総合口座と名義が同一のものに限ります。

第4条（本サービスの取引形態）

本サービスをご利用になるお客様は、当社の定める毎月一定の日に定時定額購入の買付金額をクレジットカード会社を通して支払わせることにより、決済する（以下「クレジットカード決済」といいます。）ものとします。

2. 当社はクレジットカード会社（当社の委託先である決済代行会社を含みます。以下同じ。）に対してお客様の与信照会を行い、クレジットカード会社より与信結果を確認した後、クレジットカード会社が支払う立替金をもとに投資信託を買い付けます。ただし、当社またはクレジットカード会社でシステム障害等が発生し、当社に支払われる立替金の入金が遅延した場合は投資信託の買付が行われない場合があります。

3. 買付金額の最低申込金額および申込単位は取引ルールで定めます。

4. 本サービスの一か月の買付金額の総額は法令の定めに基づき、取引ルールで定めます。また、支払回数についても取引ルールに定めます。

5. クレジットカード決済後の信用販売の種類の変更はできません。

第5条（買付日の設定）

お客様は、当社の定める毎月一定の日に、買付金額に基づき、投資信託の買付を行うことを当社に申し込むものとします。

2. お客様は、本サービスを利用する場合、特定月の買付金額を増額することはできません。

第6条（設定・注文の取消）

お客様は、当社の定める毎月一定の設定締切日（以下「設定締切日」といいます。）までに、本サービスにおける定時定額購入の申込を取り消すことで投資信託の買付注文を取り消すことができます。

2. 設定締切日以降に、当社の判断により投資信託の買付注文の取消を行う場合、取り消された注文の買付金額は、クレジットカード会社がクレジットカード会社所定の方法で返金手続きを行うものとします。
3. お客様は、設定締切日以降に取り消された注文に係る投資信託については、クレジットカード決済を利用して、当月中に再度注文することができません。

第7条（申込内容の変更）

お客様は、当社所定の手続きにより、本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

第8条（届出事項の変更）

お客様は、当社またはクレジットカード会社への届出事項に変更があった場合は、速やかにそれぞれの会社に届け出るものとします。

第9条（解約）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は本サービスを解約することができるものとします。

- (1) お客様から解約の申出があったとき
- (2) 買付金額が買付日に引続き3回を超えて払い込まれなかったとき
- (3) 当社が本サービスまたは定時定額購入のサービスを営むことができなくなったとき
- (4) お客様が本規程に違反したとき
- (5) お客様の本サービスの利用がお客様ご自身により行われていないと当社が判断し、当社が解約を申し出たとき
- (6) 松井証券取引規程に定める口座解約事由に該当したとき
- (7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

第10条（クレジットカード支払い取消時の取扱い）

クレジットカード会社より当社へお客様のクレジットカード決済にかかる立替金が払い込まれ、本サービスに基づく投資信託の買付けが完了したにもかかわらず、クレジットカード会社からの支払いが取消された場合、投資信託の買付けはなお有効なものとして取扱いします。この場合、投資信託の買付代金はおお客様の投資信託口座もしくは総合口座の預り金または他の取引の保証金もしくは証拠金から充当し、預り金等が不足する場合、お客様は不足金を直ちに入金するものとします。

2. 前項の不足金が入金がない場合、当社は、お客様に通知することなく、買付けられた投資信託等を任意に売却し、売却代金等を不足金に充当することができるものとします。

3. 前2項の措置を行って、なお不足金が発生している場合、お預かりしている有価証券、および他の取引の保証金または証拠金として差し入れられている有価証券を任意に処分して不足金に充当することができるものとします。

第11条（この約款の変更）

この約款の変更に関する取扱いは、松井証券取引規程の定めを準用します。

第12条（個人情報等の取扱い）

当社は、本サービスにおいて、定時定額購入の買付金額等のクレジットカード決済を決済代行会社であ

る株式会社山口情報処理サービスセンター（以下「YDS」といいます。）に委託します。

本サービスの利用の申込を行う場合、以下の個人情報が当社から YDS に提供されることをご確認の上、同意して頂いたものとして取り扱います。

① 氏名および生年月日

② お客様毎の一意の番号（口座番号とは異なります）

なお、クレジットカード会社において本サービスにかかるクレジットカードの登録をした場合、お客様のクレジットカード情報は、クレジットカード会社から YDS に送信されますが、当社はお客様のクレジットカードの利用に係る信用情報やマスキングされていないクレジットカード番号は一切保持しません。

以上

2025 年 5 月